

令和3年度東京都水防計画の主な修正点

1. 災害対策基本法の一部改正に伴う水防計画の修正

災害対策基本法等の一部を改正する法律について、内閣府西部統括官(防災担当)及び消防庁次長より、令和3年5月10日付府政防第600号・消防災第63号にて周知されました。

災害対策基本法の一部改正(令和3年5月20日施行)では、避難情報が下記の通り見直されました。この見直しに伴い、水防計画を別添の通り修正します。

内容	避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示を「避難指示」に一本化
水防計画 該当ページ	目次、1-3、2-4,5,6,7,12,14、4-1、62、8-1,3 (4-63の土砂災害警戒情報の発表形式及び 資5-9以降の洪水予報の発表様式(都発表)の修正はシステムへの反映後修正予定)

2. 高潮特別警戒水位の設定要領の一部改正に伴う水防計画の修正

高潮特別警戒水位の設定要領の一部改正について、国土交通省水管理・保全局河川環境課長より、令和3年5月13日付国水環防第1号にて通知されました。

高潮特別警戒水位の設定要領の一部改正(令和3年5月20日施行)では、高潮特別警戒水位の運用が下記の通り見直されました。この見直しに伴い、水防計画を別添の通り修正します。

内容	表 見直し内容(「高潮特別警戒水位の設定要領」を基に作成)		
		見直し前	見直し後
	高潮特別警戒水位への 到達情報の位置づけ	警戒レベル4避難指示 の発令の判断材料	<u>警戒レベル5緊急安全確保</u> の発令の判断材料
	情報名称	高潮氾濫危険情報	高潮氾濫 <u>発生</u> 情報
	水位名称	高潮氾濫危険水位 (高潮特別警戒水位)	高潮特別警戒水位
※これに伴い、高潮特別警戒水位の数値の変更はございません。			
水防計画 該当ページ	1-3,4、2-12、3-1、4-4~6,56,57,59~61、資5-16,17,20,22		